

Nara Women's University

近代にイメージされた奈良朝服飾-東京美術学校の制服・裁判所の法服・京都市美術工芸学校の制服・奈良女子高等師範学校教官の職服を例に-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岩崎,雅美 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/1387

近代にイメージされた奈良朝服飾

—東京美術学校の制服・裁判所の法服・京都市美術工芸学校の制服・
奈良女子高等師範学校教官の職服を例に—

岩崎雅美

1. はじめに

明治時代前期は欧化政策による洋服の導入が急務な時代であったが、1889（明治22）年の大日本帝国憲法、翌年の教育勅語の発布など国家体制を固める気運から奈良時代の律令国家に学ぶ思想が起こってくる。いわゆる国風化、国粹主義の現象である。

一方、美術界では西洋美術を模倣した作品が優位に立っていたが、日本の仏教美術や伝統的な絵画の優秀性が人々に再認識されたり、お雇い外国人らによる日本美術への高い評価や助言などにより、日本美術界は次第にその力を回復する。そのような状況の中で1889（明治22）年7月、奈良朝の服装が東京美術学校の教員・生徒の制服に出現する。その後、京都市美術工芸学校の制服にも似た形がみられる。いずれの学校もその服装規程は10年にも満たない短期間のものであるが、思想が服装に反映した重要な例である。これまで東京美術学校の岡倉覚三（天心）校長に関する研究は多く行われているが、服飾に焦点をおいた研究はみられない。

また1890（明治23）年に制定された判事や検事などの法服や、1908（明治41）年に設立された奈良女子高等師範学校教官の職服にも似たデザインがみられ、その意味と繋がり
の解明が望まれる。

1-1. 研究の目的

明治中期に起こった国粹主義思想と服装の関連を明らかにする。具体的には東京美術学校の制服を中心に、デザイン、制服誕生時の精神、着用者や観察者の反応などに注目して制服をめぐる人々の意識を明らかにする。

また関連する服装として判事、検事、裁判所書記の制服、京都市美術工芸学校生徒の制服、奈良女子高等師範学校教官の職服を取り上げ、意味の繋がりを考察する。

1-2. 研究の方法

東京美術学校は現在、東京芸術大学美術学部を引き継がれている。同図書館所蔵の岡倉覚三（天心）関連の資料・制度に関する記録・教師や卒業生の回顧録など、新聞や雑誌の記事、茨城大学五浦美術文化研究所蔵の制服などを資料とする。京都市美術工芸学校については京都市立芸術大学発行の『百年史』、法服については『法令全書』や新聞記事など、奈良女高師については「教官会議議事録」、同窓会誌などを資料とした。

これらの資料の制服関連事項の中から、まず東京美術学校の制服制定に至る流れを整理し、古代調服飾復古の主要因を導き出す。また、その影響の系譜や意味の変化等を探る。

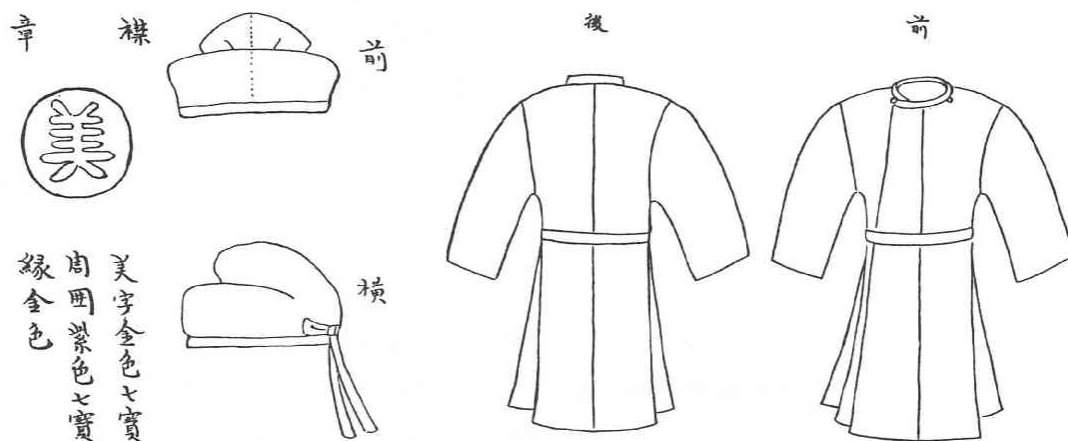


図1. 東京美術学校の制服・制帽

1889 (明治22) 年2月8日制定

『東京芸術大学百年史 東京美術学校篇第一卷』 p.139.



図2. 校長服姿の岡倉覚三

1892 (明治25) 年11月31日

茨城大学五浦美術文化研究所監修

『(五浦美術叢書) 岡倉天心アルバム』 2000、p.47.

2. 東京美術学校の制服

明治政府は開国以来、いわゆる欧化政策の下に西洋美術を積極的に取り入れ、1876（明治9）年「工部美術学校」を設置した。その結果、日本の高いレベルの伝統美術は評価されず、一気に衰微の状況に追い込まれた。しかし1877（明治10）年の第1回内国勲業博覧会、1881（明治14）年の第2回同博覧会が開催されるころから西洋美術批判が起こり、日本人のみならずワグネルのようなお雇い外国人からも日本画を教える学校の設置を望む声があがるようになった。1878（明治11）年に来日したエルネスト・エフ・フェノロサ Ernest Francisco Fenollosa（アメリカ人）は、1882（明治15）年に第1回内国絵画共進会の際に狩野芳崖を見出した。また当時文部省にいた岡倉覚三らと共に、1884（明治17）年、1886（明治19）年に京都・大阪・奈良・滋賀・和歌山地方の古社寺調査に出かけ、放置されていた仏教美術を記録して埋もれた美術品を発掘し、再評価することに努力した。その結果、1887（明治20）年10月4日勅令第51号をもって岡倉が意図した東京美術学校が設置された。もとより政府の古美術保護政策が背景にあったが、これは森有礼が推進した西欧美術を含む美術師範学校設置案を押しのけた形の結果であった。

また博物館事業に最も力を有した九鬼隆一は、フェノロサや岡倉らと共に、大規模帝国博物館の設立と文化財保護に関する法律制定を目標に、1888（明治21）年、奈良、京都を含む大規模な古社寺宝物調査を行った。これまでの一連の古社寺調査から、岡倉は日本美術に心酔し、また自信を得ることになる。そしてついに東京美術学校は1889（明治22）年2月1日開校した。学校の目標は、東京美術学校規則、総則第1条に「東京美術学校ハ絵画彫刻建築乃図案ノ師匠（教育若クハ制作ニ従事スヘキ者）ヲ養成スル所トス」と記され、これまでの経過から西洋画を含まない学科構成であった。

校長事務取扱に濱尾新（文部省専門学務局長）、幹事として岡倉覚三、庶務掛兼書記・教員に今泉雄作、雇幹事事務取扱・美術取調・教員としてフェノロサが任命された。教員には黒川真頼、橋本雅邦、高村幸吉（光雲）、竹内兼五郎（久一）らが名を連ねている。第1回の入学生には横山秀麿（大観）、下村晴三郎（観山）らの名がみえる。岡倉は翌年満28歳で校長となり、「日本美術史」と「西洋美術史」の講義も担当した。フェノロサは「美学」「美術史」を担当し、1890（明治23）年7月まで勤務した。

2-1. 制服の制定

『東京美術学校第壹年報』1889（明治22）年の「生徒心得」の中に、「二月一日開校授業ヲ始ム 八日生徒教導上紀律ヲ格守セシメンカ為メ服帽ノ制ヲ定メ且教員職員モ申合セ一様ノ服帽ヲ着用スルニ定ム」¹⁾とあり、制服・制帽が生徒のみならず教員・職員にも制定されたことが記されている。その具体的な内容は以下の通りである。

「第二十一号

當校生徒ノ儀入学已来可成教導上規律ヲ格守セシメンカ為メ一定ノ服帽ヲ着用為致度且又教員職員ノ儀モ申合セ一様の服帽ヲ着用候様為致度別紙図面両様相添此段上申候也

明治二十二年二月八日

東京美術学校事務取扱

濱尾 新文部大臣

子爵 森 有禮殿

」²⁾ (図1・2)

1890 (明治 23) 年の改正「生徒心得」では、「一 登校ノ節ハ必ス本校所定ノ服帽ヲ着用スヘキ事」「一 教室ニ入ルトキハ帽子外套ヲ脱スヘキ事」³⁾ となっている。

(1) 岡倉校長の制服

校長の制服のデザインは、『東京芸術大学百年史』に、出展は明示されていないが第一回卒業生溝口宗文の言として「地紋のある黒緞子 (生徒の記憶では黒色や鈍色の紫に立涌くの模様)、海豹の皮の靴」⁴⁾ (図 2) と記されている。この記述の地紋と同一か否かは確定できないが、第六回卒業式における岡倉校長の制服には地紋がはっきり写っている。⁵⁾ 形は奈良時代の衣禪、後の闕腋の袍 (脇が腰のあたりから開いている) と表袴のようなもので、腰をベルトか何かで締めている。袴は時にゆったりした日本袴を着用した写真もみられる。帽子は黒の紗と考えられ、前に縁をつけ、後頭部を高くして後ろに紐をつけた形で、奈良時代の幘頭に近い。

(2) 教員の制服

教員の制服は形については校長と同じであるが、色彩や地質については前述の溝口が、教員は葡萄色で綾織羅紗と記している。1889 (明治 22) 年 5 月の『風俗画報』に教員及び職員と生徒の服装図 (図 3) が掲載され、「服の色は葡萄色にして綾織羅紗」⁶⁾ と記している。この時代は羊毛のことを羅紗と総称していることが多い。5 月なので薄地の羊毛と思われる。『風俗画報』の教員はベルトがないが、現存写真を見る限り、殆どの教員がベルト風なもので締めている。

(3) 生徒の制服

実物の制服 (図 4) と制帽 (図 5) が茨城大学五浦美術文化研究所に所蔵されている (保存「茨城県天心記念美術館」)。制服は木村武山が生徒及び研究生の時代、すなわち 1891 (明治 24) 年～1896 (明治 29) 年に着用したものである。裕仕立て、表は青緑色の綾地で、羊毛薄地の無地である。裏地は浅葱色の綾地、記録では絹とされている。主な部位の寸法は、身丈 87.0cm、ゆき 61.0cm、袖幅 35.0cm、袖丈 27.0cm、上おくみ幅 11.7cm、下おくみ幅 16.3cm、スリット 35.0cm、帯幅 6.8cm である。下前おくみ上で襟から 17.6cm 下がった所にポケットが付いているが、掛輪の紐にしゃか結び (紛失している) を留めると見えなくなる。帽子は下村晴三郎 (観山) が、1889 (明治 22) 年～1894 (明治 27) 年に着用したものである。帽頂は黒紗地に四菱文様が型押しされている。後ろの紐も黒紗地であるが無地である。内側の縁には 3.2cm 幅の黒革のテープが取り付けられている。頭周りの幅 12cm、奥行き 23.2cm の大きさであるが、かなり傷んでいる。

前述の溝口は「生徒はオリーブ色のカシミア」⁴⁾ と言い、『風俗画報』では、「生徒は海藻色にして無地羅紗」⁶⁾ と記している。ミル色は黄みの暗い黄緑でオリーブ系の色である。



図3. 「美術学校の制服」

『風俗画報』第4号、明治22年5月10日発行、p.10.



図4. 現存する制服

木村武山が1891（明治24）年～1896（明治29）年に着用。
（茨城大学五浦美術文化研究所蔵）

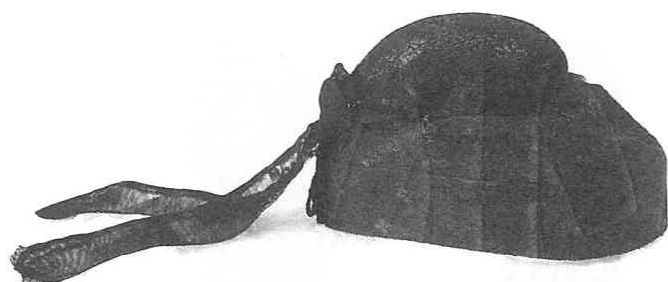


図 5. 現存する制帽

下村晴三郎（観山）が 1889（明治 22）年～ 1894（明治 27）年着用
（茨城大学五浦美術文化研究所蔵）



図 6. 「加納夏雄像」

東京芸術大学キャンパス内

第1回の入学生である横山秀麿（大観）の生徒時代の記憶では以下のようなものである。

「校服 闕腋の袍の制服、範を奈良朝の昔にとり、頭には巾冠、身には闕腋の袍を着せしめ、生徒は黒色、教職員は海松色、品質にも等差をつけ、学校長は海豹の靴を穿いた。」⁷⁾

ここでは教職員は海松色、生徒は黒色と記され、先の記述と反対になっている。

1890（明治23）年7月～1898（明治31）年4月勤務の剣持忠四郎の旧蔵資料に「生徒行状調査規程」があり、（犯則）（本校規則告示生徒心得等ニ違犯スルモノ）の中に

「一 制服ヲ着セスシテ教室ニ入ルモノ（登校スルモノ）」その後「但不得已事由アリテ教員又ハ教場掛ノ許可を得ルモノハ此限ニアラス」⁸⁾

とあり、特別の理由で許可を得た生徒はこの限りでないとしている。

剣持は若い頃に近衛兵であったこともあり、岡倉校長の秘書の役割をつとめ、腹心の人といわれるほど仕えた人である。生徒心得からは厳しい管理の下に制服の着用が義務づけられていたように窺える。

1896（明治29）年12月の『風俗画報』「東京名所図絵」⁹⁾に「東京美術学校」が紹介され、制服を着た生徒が彫刻科第三教室や鍛金（金工）教室で学んでいる様子が描かれている。これを見ると羽織を着た和服姿も多く、現実には100%の普及ではなかったかもしれない。記事の中で制服に触れた箇所がある。

「生徒は入学後一ヶ月以内に、自費を以て、本校制定の服帽を調整着用すへしとなり、其服帽古代の衣冠束帯に類し、頗る都会の人目を惹く」

1889（明治22）年9月入学の板谷波山は生徒の制服が出来上がる様子について以下のよう

に記している。「私なんか入ったとき、制服をこしらえるからみんな食堂に集って寸法をとれ、というもんですから、どんな制服ができるだろうとみんなで楽しんでいった。ところが、外神田の大時計の隣にある大きな葬儀屋の番頭がきて寸法を取っていった。出来てきて着てみんながびっくりし、あまり異様なのでおこっちゃった。それを学校の生徒係などがいろいろと

表 記念写真から見た制服着用状況

明治25年	1892	7月	特別の課程	卒業記念写真	37人中34人	91.9%
明治26年	1893	7月11日	第1回	卒業記念写真	44人中37人	84.1%
明治27年	1894	2月	第2回	卒業記念写真	51人中44人	86.3%
明治27年	1894	7月	第3回	卒業記念写真	47人中41人	87.2%
明治29年	1896			記念写真	62人中62人	100.0%
明治30年	1897	5月21日	岡田三郎留学送別記念写真		33人中6人	18.2%
明治30年	1897	7月	第6回	卒業記念写真	74人中37人	50.0%
明治31年	1898	7月10日	第7回	卒業記念写真	55人中2人	3.6%
明治31年	1898	7月15日	「制服廃止」			

なだめ説明をするんです。これは例の聖徳太子像、あれによって黒川博士が考案した結構なものだという。なかにはおこって学校を退学する、というものもあった。（制服を着ていると目立ってそば屋にも入れなかったという話が紹介されている）みんな大道易者だとか、いろんなことをいった。（中略）制服の色も生徒は縹色で先生は黒でした。岡倉先生なんか、夏は紗の黒の透し紋のある制服を着て、海豹の天平靴をはいて、それで先生は時計に細い金鎖をつけて、首からかけていました。」¹⁰⁾

卒業写真¹¹⁾などから制服の着用状況をまとめる(表)と、1892(明治25)年の特別課程の卒業では91.2%、1894(明治27)年の第3回卒業記念写真では87.2%の着用率である。しかしその後は年ごとに減少し、明治30年では50.0%、制服の廃止は明治31年7月15日であるが、その5日前の卒業記念写真ではわずか3.6%しか着用がみられない。

2-2. 制服誕生時の精神

発足当時から校長の側近として岡倉を助けていた今泉雄作の回顧談に制服制定の理由が語られている。

「あの美術学校の制服と云うものは何時始めたといふと、是は其時分は秘密な楽屋のお話ですが、今日は茲で申上げる、岡倉君の考と云うものは美術学校と云うものを造る、造っても之を一時に方々に知らせなければならぬ、それには当前の服装をして居っては不可ぬと云ふので何か面白い服装は有りさうなものだ、それから色々考へて御相談に興かつて、西洋のモンヤナーチの服は奇麗だから彼を着せたらどうですと言ふ、處が美術と云ふものは國粹保存を主とするのであって西洋のモンヤナーチの服装などでは見識に障はるから不可ぬ、それから段々考へると興福寺に野見宿禰當麻蹴速の画像がある、今は有りませぬが昔は有ったか知らぬ、その寫しが傳はって居る、此處にも大方有りませうが其像の服装はどうです、至極宜しいです(笑)そこで股引を穿かして鬚腋を着るが宜い、私は今日より着る、君も着る可しと、それから奈良の装束屋に鬚腋の股引から皆拵へさした、さうして着る岡倉先生は其日から着ると云ふ風で忽ち他の先生も皆拵へて着ることになった、それから帽子は何處から出たといふと、矢張り興福寺の野見宿禰當麻蹴速から出た、先づ是で置きます。」¹²⁾

前述の溝口は「司法大臣山田顕義が裁判官や弁護士制服を定める際に、黒川真頼に依頼し、その結果、古典に基づいて考案された鬚腋に黒羅紗の折烏帽子形のものに決定したのであるが、東京美術学校の制服、制帽はその直後に、やはり黒川案を岡倉が採用して決定したのだという。また制服、制帽は外神田の装束屋で拵えた」⁴⁾と言う。ここに述べられている法服については後述するが、文学博士で「和文」「歴史」の教諭であった黒川真頼の介在が示されている。

さらに岡倉の長男である岡倉一雄は制服選定の事情について以下のように記している。

「この異様な制服は主として天心の考案になったもので、はるかに後、司法官、弁護士等の制服ともなった。それには天心の意見が、判官であった藤田柴三郎などの説として主張

されたものらしい。何でも、聞くところによれば、校長浜尾子の考えでは、はじめ欧州中世紀の風俗に則り、ガウンに鳥の羽子を附した帽子でも冠らせるというような、すこぶるハイカラな意見であったが、高価につくところから、この天心の日本式の採用となったものであるということである。」¹³⁾

岡倉がなぜ闕腋の袍のような形、幘頭のような被り物、すなわち奈良朝の服飾にこだわったのかという点が重要である。彼は「奈良美術研究の必要」¹⁴⁾の中で、日本のすべての美術はすべて飛鳥奈良朝に導かれていると明言し、奈良は日本における一番尊い珍しい御宝庫であり、美術研究に最も素晴らしい土地であると礼賛している。奈良はまた東洋の宝庫、世界の宝庫であり、欧米でも東洋に関する研究が盛んであることから、奈良を起点としてインドや中央アジアにまで拡大し、日本人の手で美の発掘を行うべきであると主張している。東京美術学校が開校するまでに奈良を中心とする仏教美術の調査を十分に行ったことが彼の自信となり、やがて日本美術を日本さらに世界において確固たるものにする信念へと移行していったと考えられる。開校初年度は幹事として浜尾校長の下にいたが、実質は彼が力を持っていたといわれ、東京美術学校の制服のデザインにおいても西欧風な対立候補はあったものの、黒川眞頼の協力のもとに奈良朝のデザインに決定したのである。岡倉の日本美術に対する信念は、森有礼の欧化政策による美術師範学校設置案を押しつけ、西歐的な制服案を一蹴するほどに強くなったのである。彼の日本服への強いこだわりは、後にボストン美術館で日本美術の顧問としてしばしばアメリカを訪れる時でも、また宴会夜会においても常に日本服で通したことに現れている。まさに国粹保存の権化¹⁵⁾と称されたほどである。

2-3. 学内外の評判

制服ができあがったのは1889（明治22）年2月11日の紀元節の日で、大日本帝国憲法発布の当日である。東京美術学校も官立学校の一つとして宮城正門外の祝賀の列に加わったが、異様な服装、風変わりな錦襪の校旗を立てて進む一団は目立ちすぎて観衆を驚かせた。その様子は生徒であった横山大観の自伝に述べられている。

「私はただ校則に従って着ておりましたものの、往来なんか歩いていると、人が奇異な目でじろじろと見回すので、気の小さい者にはできる芸当ではありません。岡倉先生は、あれを着て、頭には冠をいただき、牛にのったり白馬（若草）に乗ったりして、揚々として根岸のお宅から学校に通ってゐたものです。」⁷⁾

彫刻の教諭であった高村光雲も「回旧談」の中で以下のように述べている。

「開校当時の服装は岡倉先生が意を凝して天平風の闕腋から形を考案しました。それが恰度鎌足公然として居た為一般人は外国人と早のみ込みをしてみました。明治廿二年二月憲法発布の際錦襪の校旗を推立て、行列をした時は支那人か朝鮮人か確かに異国人に違い無いと評されました。」¹⁶⁾

制服を導入した校長や関係教官の心の中には、目立つ目的があったので、予想通りの効

果であったといえるであろう。校長はこの制服を愛用し、いかなる席にもこれを着て出席した。1890（明治23）年4月1日、第三回内国勸業博覧会開会式に出席した岡倉はこの制服を着て出席した。

「岡倉氏の美術服 此日玉座の左りに當り各高等官の輝き渡れる大禮服の眞中に一個の異丈夫あり列席の指目皆な注いて此に集まる此人の風俗如何と見てあれば胴より上は朝鮮人の如く腰より下は日本人の如く平常美術服折衷服など云へる新奇の服装を見慣れぬ出品人等は袖ヒキ合て怪み訝り朝鮮と日本の子ならん杯ヒソメキ合るも可笑し是れ例の美術学校幹事岡倉覺三氏にして其古風にして異様なる出品人中のチョン鬚先生と相對して一双の奇觀を呈せり（略）」¹⁷⁾

天皇が臨席する博覧会の開会式に岡倉は審査官として出席したが、大礼服で装った参加者の中で岡倉の制服姿は異様に受け取られた。「式部官より服装を問われて『制服なり』と答へて許されしが、新聞には朝鮮人の様なりと冷やかされたり。後にて聞けば『大礼服と軍服の外には、公式の正服なし』とて、件の式部官は譴責されし由。右は先帝臨幸の席上なれば殊に注目を惹きたるなり。」¹⁸⁾

岡倉の制服に対する信念の強さが表れているが、大礼服着用と命じられていた席であるだけに、いささか強引な装いであったと考えられる。

一般の評判を『風俗画報』の記事にみると、

「本年二月憲法發布式の日初めてこれを着たるものにて当時六十余人の教員生徒整列して錦の旗を樹てたる様は誠にいみじき限りと人々いひあへり聞く所によれば未不完全なるところあるをもて猶改良さるゝ筈なりといふ」⁶⁾

この記事での制服に対する人々の評価は「いみじき限り」である。「いみじ」は、もと忌むの形容詞で、禁忌として決して触れてはならないと感ぜられるの意味である。転じて極度に甚だしい意味で善にも悪にもいう。こまったものか、すばらしいものか。これまでの記事等から明らかに悪い方の意味である。

2-4. 制服の廃止とその後の服装

(1) 西洋画科の設置と紐の略章

制服改正の大きな要因は、絵画科の中に西洋画科が加わったことである。

明治二十九年七月二十一日 告示十一号

「東京美術学校学科中ニ圖案科ヲ新設シ繪畫科中ニ西洋畫科ヲ加へ本年九月ヨリ授業ヲ開始ス」¹⁹⁾

西洋の美術を目指す教師や生徒にとってこの奈良朝の制服はなじめないデザインである。1896（明治29）年12月の『毎日新聞』にはその様子と、紐に徽章をつけた略章の出現が記事になっている。

「◎美術学校にてハ洋画科入りてより件の天神様然たる制服は稍や排斥せられ、昨今ハ着るも着ざるも殆ど勝手の様相に相成り、従来を生徒も此『天神さま』には年来閉口致居候も

のと相見へ、心中大に悦び居候趣、年少鋭氣の学生が件の道服は誰が眼にも関心致さず、追ては之を時偶まの禮服と為し、平生は彼白馬會員の徽章の如き平打紐に為すやの説有之候」²⁰⁾

前述の板谷は、「私なんか卒業してからあとで、紐にふさのついているようなものを、右から左へかけたのです。七宝焼で丸に美の字の徽章を襟元へ付けました。稲結びの紐は、生徒が縹で、先生は黒でした。それはちょうど岡倉先生が学校をやめる少し前だったでしょう。」¹⁰⁾と記している。

1897（明治30）年11月の『美術評論』には略章の紐のデザインが日陰の蔓に由来していると述べられている。

「東京美術学校にては、制服の常時に不便なるを以て、着用を励行し難きが為に、それをたゞ禮服となし、このごろ別に一種の略章を制して、常にはこれを職員及生徒に着けしむといふ。その形はとほころどる蜷結びにしたる紐にて、昔の冠に付けたる日陰のかつらより案出したるものなるよし。職員のは紫にて二條、生徒のは青にて一條。右の肩より前後に垂れて、下端はこれを結び若くはこれを帯に挿む。」²¹⁾ 現在、東京芸術大学のキャンパス内に「夏雄加納先生像」と題する胸像（図6）があるが、制服の上にさらにこの略章を付けた服装で造られている。

日陰の蔓は大昔、天岩窟の前で天宇受賣命がこれを纏にして舞ったということや、大嘗祭やその他の神事でこれを冠につけてお祀りするなどで知られた植物である。すなわち天皇を表徴する文様として桐唐草の唐草の代わりに日陰の蔓をおいたり、友禅の文様に三種の神器や日陰の蔓を配置したり、明治期には服飾の文様にまで天皇中心の国家体制が表現されている。

（2）洋服の制服化

1898（明治31）年3月29日岡倉校長は人事関係の騒動で退任し、同年7月に制服改正が行われた。内容は教官の制服は廃止し、蜷結びに徽章をつけた略章のみを遺している。生徒の方は他の官立学校生徒と同様、帽子黒絨、衣と袴には紺ヘル地を用い、金釦で留める洋服形である。²²⁾ もっとも先述の『毎日新聞』の記事にあるように、制服着用の規則は既に西洋画科開設の時点から有名無実となっている。これにより奈良朝制服は9年間の制度を終えた。

岡倉覚三はこの後、ボストン美術館に当時12万点あったといわれる日本部、後の東洋部の顧問として従事し、1913（大正2）年9月2日、51歳で没した。

3. 法服の制定

横山大観の思い出より「今日の司法官や辯護士の法服は学校の制服をまね、それより二三年後れて司法部に採用された。」⁷⁾

前述の溝口も、「司法大臣山田顕義が裁判官や弁護士の制服を定める際に、黒川真頼に

依頼し、その結果、古典に基づいて考案された闕腋に黒羅紗の折烏帽子形のものに決定した⁴⁾と、述べている。また岡倉一雄は制服選定の事情について記したところで、「この異様な制服は主として天心の考案になったもので、はるかに後、司法官、弁護士等の制服ともなった。それには天心の意見が、判官であった藤田柴三郎などの説として主張されたものらしい。」¹³⁾と述べている。

1890(明治23)年10月22日勅令第260号により法服が制定された。司法大臣は山田顯義である。このうち判事(図7)、検事、裁判所書記の制服が、奈良朝である。

「判事、検事裁判所書記及執達吏制服左ノ図表ノ通定ム」²³⁾

制服のデザインは三種とも黒地で前中心が明きになり、立襟が付いた闕腋である。前後襟回りに桐唐草の装飾が施されている。判事と検事の文様は殆ど同じで、桐唐草の色が判事は深紫、検事は深緋である。判事、検事共に大審院、控訴院、地方裁判所・區裁判所という相違が桐紋の数、すなわち7箇、5箇、3箇に表われている。帽子は黒地で殆ど同じ形で、雲紋の装飾であるが、日陰の蔓風な線が入っている。裁判所書記は立襟のみに深緑で文様が付く。帽子は同じ形であるが装飾が少ない。桐唐草は大礼服の勅任官や奏任官の文様と共通するもので、いずれも法令では唐草となっているが、実際は日陰の蔓の様相を呈している。

1890(明治23)年10月25日の『東京日日新聞』には帽子と衣の図が掲載され、「聖徳太子が御衣」のようだと言ったり、あえて丁寧すぎる表現が使われ、王政復古の風潮を揶揄したような書き方で歓迎されているとはいえない。²⁴⁾ いずれにせよ法服の成立に岡倉覚三や黒川眞頼など東京美術学校の教官が介在したことから、デザインや意味に繋がりがあったことが明らかである。

4. 京都市美術工芸学校の生徒の制服

1880(明治13)年に創立された京都府画学校は、京都市画学校・京都市美術学校を経て1894(明治27)年8月8日京都市美術工芸学校になった。

東京美術学校は岡倉校長の日本美術に対する深い造詣から京都と奈良に分校をつくる計画で京都市に働きかけていたが、その第一歩として東京美術学校の教員や卒業生を京都市美術工芸学校に送り込んだ。岡倉校長の右腕であった今泉雄作は1893(明治26)年図案法教師として赴任し、翌年10月17日、校長になった。第1回卒業生の大村西崖も教諭となり、横山大観らも教諭として後に続いた。

1888(明治21)年の男子生徒の服装には洋服が定められていた。²⁵⁾

1895(明治28)年10月2日「校則改正」が行われたが詳しい記述が見当たらない。ただ同年の「美工制服」「美工制帽」の写真(図8)が京都市芸術大学編の『百年史 京都芸術大学』²⁶⁾に残っている。

今泉が校長になって1年後のことであり、当然、東京美術学校の制服の影響が考えられ

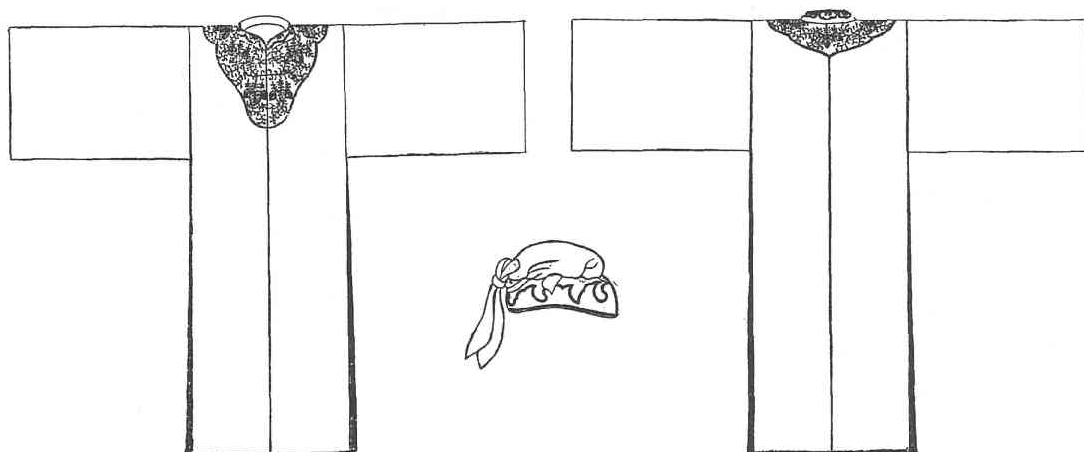


図7. 大審院判事の制服（上衣の前・後、制帽）
 1890（明治23）年10月22日勅令第260号.
 （上衣の後）1890（明治23）年10月22日勅令第260号.



図8. 京都市美術工芸学校生徒の制服・制帽
 京都市立芸術大学百年史編纂委員会編
 『百年史 京都市立芸術大学』京都市立芸術大学、写真頁 p.4 中段



図9. 奈良女子高等師範学校の職服「創立当時の先生」
 奥山しげ編・発行『佐保会誌』「母校創立十周年記念号」
 1920（大正9）年4.20 口絵写真.

る。東京美術学校の生徒の制服と比較すると、袖がやや細く袖口を絞っている点や、帯がボタン留めでなく紐結びであるくらいの違いであり、デザインのイメージは全く同じである。帽子の方も生地の違いや折り方に少しの違いが見られるが、デザインの雰囲気は東京美術学校と同じである。岡倉校長の京都分校構想が強く表現された制服と考えられる。

しかし今泉校長が1897（明治30）年1月31日に退任すると、1900年（明治33）年に制服改正²⁷⁾が行われ、奈良朝の制服は結局5年の短さで制度を終えた。また東京美術学校の京都分校構想も実現しなかった。その要因として、京都は京都府画学校以来の伝統をもち、美術工芸家や地場産業との繋がりがしっかりしていたことが挙げられる。

制服が制定された年に入学した生徒の1899（明治32）年4月「美工第5回卒業生」の写真²⁸⁾をみると、2名くらいがこの制服を着用しているが90名くらいは和服である。故にこの制服は結局ほとんど普及しなかったといえるようである。

5. 奈良女子高等師範学校教官の職服

奈良女子高等師範学校（以下、奈良女高師）は1908（明治41）年勅令第68号により設置された。文部省直轄諸学校39校の一つであったことから、校長は着任と同時に高等官二等に叙され、国家的な祭日祝日には勅任官の大礼服を着用した。この制度は第二次世界大戦終了まで継続されたが、1938（昭和13）年7月4日、「官報」第3449号に支那事変に関し、大礼服に代わって通常服（フロック・コートまたはモーニング）を当分の間着用することと記され、大礼服の着用は事実上この時をもって終了した。

奈良女高師の一般教官の服装は、1909（明治42）年4月21日付の「職員心得」に示されている。

「第三条 職員の服装は男子にありては『フロックコート』を正服とし『モーニングコート』『セビロ』若しくは和服（着袴）を略服とし、女子に在りては着袴とす 儀式に列するときは男子は礼服又は正服 女子は白襟紋付を着すへし」

さて、創立当時の教師の写真（図9）に、一風変わった古代風な服装がよくみられる。一見して東京美術学校の制服と裁判所の法服を合成したようなデザインである。

5-1. 職服制定の経過

1909（明治42）年4月26日の教官会議の議事録をみると、新しい教官服の必要性が話し合われ、服制委員が指名されている。

「教官心得中服装の件に付き 須藤教授より学校正服を定むるの考案なきかとの質問あり 適当なる服装なれば大に便利なりとのことにて委員を選定し調査することに一決。校長より左の通り即席指名あり

服制委員 男子服制 石野教授 須藤教授 長教授

女子服制 錦織教授 越智助教授 香川助教授

序に本校徽章制定取調委員を設けらむ 委員 水木教授 横山助教授」

学校正服は1ヶ月半ほどで仕上がったようで、1909（明治42）年6月17日の教官会議の議事録に着用の通達が出されている。

「一、職服（男子）は明金曜日修身諸話の時間に一同着用のこと」

ここでいう職服はゆったりした古代風な衣服（図13・14）を指しているが、服制委員の長教授が東京で依頼して拵えたことが、以下の文章で明らかである。長寿吉教授は創立当時からの教官で、欧州留学を経て1914（大正3）年12月中旬まで勤務した。

「その昔、第一期生の予科時代に、東京本郷の洋服屋に、私が紹介して作らせた、例の授業服を、三年前の塵の香を、そのままに着用して、時々教壇上の人となりました。（略）私は春日大社を拝して、暗い道を三条通りへ、それから京都へ帰りました。手さげの中には、例の授業服を入れて帰りました。」²⁹⁾

「職服」あるいは「授業服」と称し、教官が授業や学校にいる時にだけ着用していることから、制服というよりも一種の防塵服、スモック・コート smock coat のような役割としてつくられたと考えられる。

当時の教官にとってフロックコート等の洋服は高価であり、それ故に代用になる正服を制定しようとしたのであろう。

5-2. 生徒の評価

教師の職服に対する生徒の反応は、以下のようである。「悠然として迫らず急がぬ教官服の御風姿、毛繻子の御服が衣冠束帯のように拝せらるる事も御座候」³⁰⁾

「二十幾年か前母校の講堂で、教官服を御つけ遊ばされた先生（野尻校長）が、音調ゆるやかに御講義遊ばされた・・・」³¹⁾

生地は黒の羊毛で繻子地であったようであるが、概ね良い印象に受け取られている。生徒は「教官服」と呼び、教官は「職服」「授業服」と呼んだ服装であるが、なぜこのような古代風な衣服が奈良女高師の教師の服装になったのであろうか。

5-3. 奈良女高師と東京美術学校との関係

奈良女高師の敷地は旧奈良奉行所の跡地であるが、そこは女高師設置直前まで、岡倉覚三校長が東京美術学校の分校予定地としていた所である。岡倉は京都と奈良に東京美術学校の分校設置の計画をもっていたが、特に奈良は岡倉が日本美術の淵源として重点を置き執着していた地方である。しかし、奈良では分校設置を支持した県参事官福原鏝二郎や正木直彦奈良県郡山中学校長（後に東京美術学校長）らが文部省に転任するという状況になったり、1898（明治31）年3月、九鬼博物館長の留任運動に端を発した騒動により、岡倉校長や多くの教授が辞任するという重大な事態になり、分校計画が頓挫してしまった。

辞任後の岡倉は奈良に対して強い執着をもち、奈良市登大路町に私設日本美術院第二部を開設した。1894（明治27）年に東京美術学校彫刻科を卒業して助教授になっていた新納忠之介を1901（明治34）年11月、院主において仏像の修復を始めた。奈良美術院は全国の国宝彫刻の修理を請け負う唯一の機関といわれ、新納は2000 餘りの仏像を修理したよ

うである。現在この施設は、東京芸術大学奈良研究室として継続されている。岡倉の信念に基づいて設立された奈良美術院であるだけに、院主の新納はまさに岡倉の分身である。彼は分校予定地について次のように記している。

「後又どう相談が變ったか、旧奈良奉行所址に、『美術學校分校敷地』の立札が立っていた。更に又々變って、そこに今の奈良女子高等師範學校が出来た。」³²⁾

奈良女高師の徽章制定取調委員であった水木要太郎は、高田十郎に、「奈良で水木翁と最も懇意だった一人に、美術院院主新納忠之介がある」³³⁾と言わしめたほどに新納と親しかったようである。新納は東京美術學校の生徒として、また教官として制服を着た体験を持っている。

服飾のデザインは無から創造されるものではなく、何かのイメージが先行し、種々の条件を達成して成立するものである。文部省直轄諸學校の一つであり、二番目の女高師として設立された奈良女高師の教官が着るにふさわしい威厳をもった正服を造ろうとした時、当然東京美術學校や法服のデザインがイメージされたことは大いに考えられることである。それ故にそれらを合成したようなデザインが出現したのである。

6. 要約

- 1) 東京美術學校の制服制定は、28歳で校長となった岡倉覚三（天心）の若き校長としての信念が強く表現されたものである。すなわち彼は東京美術學校設立から関与し、日本の伝統美術の復活とそれを担う人材養成を強く希求していた。そしてその拠点として出発する東京美術學校を世間に一目でアピールするものとして、奈良朝服飾を制服に導入した。
- 2) 東京美術學校の制服のデザインには岡倉覚三と黒川眞頼が関与している。
- 3) 制服の制度は1889（明治22）年2月から1898（明治31）年7月までの9年余りの短期間であった。
- 4) 制服は世間の人々を驚かせ、「神主」「天神さま」「大道易者」「鎌足公」などのイメージと結びつき、概ね不評であった。
- 5) 絵画科に西洋画科が加わったことや、岡倉校長が退任したことが廃止を決定づけた。
- 6) 1890（明治23）年10月制定の判事・検事等の法服のデザインに岡倉や黒川も関与した。当時の新聞は、「託宣（否）裁判をください」とか「小野篁が冠の古手」など揶揄した記事で評した。
- 7) 1894（明治27）年10月17日、東京美術學校の教授であった今泉雄作が京都市美術工芸學校の校長になったことから、東京美術學校に類似した制服が生徒に導入された。今泉は1898（明治31）年1月31日まで在職したが、1900（明治33）年に制服は廃止され、わずか5年の制度であった。

- 8) 奈良女高師の教官の職服にも奈良朝のデザインがみられた。女高師の敷地が元は東京美術学校分校の候補地であったこと、女高師の近隣に奈良地方裁判所があること、岡倉が設置した奈良美術院院主と女高師の徽章制定取調委員の親密な交流関係等から、東京美術学校制服や法服のデザインイメージがあったと考えられる。
- 9) 東京美術学校制服、法服、京都市美術工芸学校生徒の制服、奈良女高師教官の職服の四者は繋がりを持ち、学校の制服は欧化政策で壊滅的な痛手を受けた日本美術や日本文化の復興のシンボルであったと考えられる。また法服や奈良女高師の職服については、そのような精神に加えて威儀を表現する要素を持ち、国家の思想に深く関与した服装であったと言えよう。

謝辞 種々の資料提供を頂いた下記関係者・機関に心よりの謝意を表す。

東京芸術大学、京都市立芸術大学、茨城大学教育学部美術学科小泉晋弥教授 茨城県天心記念五浦美術館

附記 本論は『服飾文化学会誌』第6号（2006年1月31日発行予定）に投稿した「近代にイメージされた奈良朝服飾－東京美術学校の制服とその影響」を基礎としている。

注

- 1) 東京芸術大学百年史刊行委員会篇『東京芸術大学百年史 東京美術学校篇第一巻』ぎょうせい、1987（昭和62）年、p.136.
- 2) 1) の資料、pp.138-139.
- 3) 1) の資料、p.188.
- 4) 1) の資料、p.139.
- 5) 岡倉天心『岡倉天心全集』第4巻、平凡社、1980（昭和55）年、口絵
- 6) 『風俗画報』第4号 1889（明治22）年5月10日発行、pp.9-10.
- 7) 横山大観著『大観画談』大日本雄辯会講談社、1951（昭和26）年8月15日、pp.19-20. 同じ内容が、横山大観『大観自伝』講談社、1981（昭和56）年、pp.26-27. に掲載されている。
- 8) 1) の資料、p.168.
- 9) 「東京美術学校」『風俗画報 第131号 東京名所図絵 第二編』1896（明治29）年12月20日、p.10-11.
- 10) 板谷波山「美術学校時代の岡倉先生」『国華』835号、1961（昭和36）年10月、pp.473-477. 同じ内容が板谷波山傳記編纂委員会編『板谷波山傳』茨城県、1967（昭和42）年、pp.244-245. に掲載されている。

- 11) 卒業等写真については、1) の資料、図 40~46、
及び岡倉一雄『岡倉天心をめぐる人びと』中央公論美術出版、1998（平成 10）年、
口絵の記念写真から被写全員数と制服着用者の人数を数え、比率で表した。
- 12) 「東京美術学校回顧談 今泉雄作君」『東京美術学校校友会月報』第十八巻第五号、
1919（大正 8）年 10 月、pp.71-72.
- 13) 岡倉一雄『父岡倉天心』中央公論社、1971（昭和 46）年、p.55.
- 14) 岡倉天心「奈良美術研究の必要」『岡倉天心全集』第 3 巻、平凡社、1979（昭和
54）年、pp.320-322.
- 15) 岡倉天心『岡倉天心全集』別巻、平凡社、1981（昭和 56）年、p.155.
- 16) 「回旧談 教授 高村光雲」『東京美術学校校友会月報』第 20 巻第 1 号、1926
（大正 15）年 5 月、p.2.
- 17) 『朝野新聞』第 4928 号、1890（明治 23）年 3 月 27 日（5）
- 18) 塩田力蔵「我が岡倉先生」『岡倉天心全集』別巻、平凡社、1981（昭和 56）年、
pp.327-328.
- 19) 1) の資料、p.319.
- 20) 『毎日新聞』1896（明治 29）年 12 月 17 日、p.3.
- 21) 『美術評論』第 1 号、1897（明治 30）年 11 月
- 22) 1) の資料、p.369.
- 23) 『法令全書』1890（明治 23）年 10 月 22 日、勅令第 260 号（官報 10 月 23 日）
p.525.
- 24) 『東京日々新聞』1890 年（明治 23）10 月 25 日
- 25) 京都市立芸術大学百年史編纂委員会編『百年史 京都芸術大学』京都市立芸術大学、
1981（昭和 56）年、p.141.
- 26) 25) の資料、写真頁 p.4.中段.
- 27) 25) の資料、p.148.
京都市美術工芸学校における 1900（明治 33）年の「生徒心得細則制定」には洋服
の制服に改正された内容が示されている。「第四条 儀式挙行ノ日ハ制服着用シ
徽章ヲ佩フ ヘシ 平日ハ制服ヲ着用セザルモ必ス着袴又ハ 洋服ニ徽章ヲ佩用
スヘシ 但当分従前ノ制服欠 腋袍ヲ以テ現行ノ制服」
- 28) 25) の資料、写真頁 p.16.上.
- 29) 『佐保会報』第 1 号、1915（大正 4）年 1 月 25 日、pp.95~96.
- 30) 『佐保会報』第 1 号、1915（大正 4）年 1 月 25 日、p.92.
- 31) 宮崎かよ子編『野尻先精一先生記念』佐保会、1932（昭和 7）年 7 月 20 日、p.56.
- 32) 新納忠之介「奈良の美術院」『奈良叢記』駸々堂書店、1942（昭和 17）年、pp.408-409.
- 33) 高田十郎「奈良百話」『奈良叢記』駸々堂書店、1942（昭和 17）年、p.450.